

(仮称)河合町まちづくり基本条例 条文案

分 科 会	基本分科会
-------	-------

全 体 に 関 す る 事 項

分 科 会 意 見	○条文の文体は「ですます調」を基本とする。 ○まちづくり基本条例は、憲法や地方自治法のエッセンスをわかりやすく示すものでもある。町民に新たな義務を課するものではない。行政に対して義務を課するものはある。 ○情報公開と情報共有を含む必要がある。情報共有は、単に探せば情報があるということではなく、積極的に町民に情報をわかりやすく伝え、町民と共有することだ。共有した情報をもとにともに協働してまちづくりを進めるということだ。 ○条文はシンプルな方がいい。 ○基本的なところは、他自治体の例のいいところは積極的に学びたい。河合町独自のところはオリジナルなものを考える。 ○変える必要があれば後からでも変えられるので、まずはつくることが大切だ。 ○行政用語（「及び」「並びに」「もしくは」「又は」「において」等々）をなるべく避けたい。日常語に置き換えられないか。⇒法律（条例）は解釈を確定させる必要があるので、あいまいな書き方はできないので、一定の法律用語、慣用用語、約束事があることを理解していただきたい。しかし、意味が明確なら日常的な言葉を使うことも可能な箇所もあると思われる。法制担当と詰めてほしい。 ○まちづくり基本条例で特に大切なのは、基本理念と基本原則だ。しっかり議論していきたい。 ○前文は、自治体の沿革を述べているところが多いが、河合町では必要ないのではないか。
---	--

大 項 目	総則
-------	----

小 項 目	目的
-------	----

分 科 会 意 見	○上牧町にあるように「町民を主体とした」を入れたい。また、「持続可能」も盛り込みたい。ただし、「持続可能」は目的か前文、基本原則等他の場所に書き込むことも検討する。 ○「最高規範」性は、後の条文に入れることになる。
条 文 案	（目的） 第●条 この条例は、河合町における自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明らかにし、町民の権利、役割及び責務並びに町の役割及び責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、町民を主体とした個性豊かで活力ある持続可能な社会の実現及び町民の福祉の向上を図ることを目的とします。

小項目	定義
分 科 会 意 見	○この条例は「人」だけ対象なのか。⇒一般には「事業者」を含めることが多い。 ○上牧町の「町に利害を有する者又は関心のある者」というのはどういうことか。⇒町に不動産を所有している者、町のファンなどのことだろう。また、出身者を含める場合もある。要は、まちづくりを進める上では町を幅広く応援してくれる人も「町民」と見なすということではないか。 ○町民は、上牧町のように幅広くとらえることとする。ただし、住民投票等権利義務に係わることについては厳密に規定する必要がある。これを混同してはいけない。仮に常設型の町民投票を条文に盛り込むなら、その条項の中で投票権者を厳密に定義する必要がある。ただし、このことは、外国人参政権の問題とは関係がないことは確認しておきたい。 ○河合町では、「町民」を「通勤者」「通学者」「事業者」も含めて幅広くとらえることとする。 ○「執行機関」とは何か。⇒いわゆる行政機関のことで、町長とその事務を行う機関、それと教育委員会、選挙管理委員会等の行政委員会を合わせたもののことをいう。これを「行政」という場合もある。執行機関と議会を合わせたものが自治体としての「町」である。 ○「執行機関」の定義で、行政委員会を羅列する必要はない。 ○「執行機関」については上牧町を参考とする。行政委員会等具体例は逐条解説書に書き込むこととする。 ○定義には、「参画」「協働」「まちづくり」は入れる。ここは広陵町のを参考にする。
条 文 案	(定義) 第●条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 (1) 町民 町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内で事業活動その他の活動を行う者及び町に利害を有する者又は関心のある者をいいます。 (2) 町 町議会及び町の執行機関をいいます。 (3) 執行機関 町長を含む町の行政事務を執行する機関をいいます。 (4) 参画 町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的に関わることをいいます。 (5) 協働 町民及び町が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいいます。 (6) まちづくり 時代に沿った住みよく持続可能な地域社会をつくるための取組みをいいます。

小項目	基本理念
分 科 会 意 見	○河合町には町民憲章がある。ただ昭和 50 年（1975 年）に制定されたものなので、時代背景が異なりそのままでは取り入れることは難しいが、その精神を現代に引き取ることはできる。⇒とりあえずは、別物とする。 ○キーワードとして、「町民主体」「一人ひとりの（人権）尊重」「持続可能」「多様性の尊重」を入れる。 ○別項で「総合的な住民自治のしくみ」を盛り込むことを考えると、「地域分権」や「住民自治」を入れることも考えられる。 ○河合町では自治会、大字で意識や生活の差が大きい。校区単位で協議会をつくるのは容易ではないと思われる。 ○団地部では、自治会による住民を巻き込んだ活動を展開している例もある。 ○ただ、地域間の交流を活性化すれば意識の差は埋まっていくのではないか。 ○コミュニティの諸団体（消防団等）が高齢化等で弱体化すれば、行政コストもあがる。 ○これらを総合すると、「住民自治」は書き込んだ方がよい。
条 文 案	（基本理念） 第●条 町民及び町は、次に掲げる基本理念により、住民自治の確立を目指したまちづくりを推進します。 （１） 町民一人一人の基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安心して安全に暮らすことができる持続可能なまちをつくります。 （２） 町民及び町が、それぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町民主体の町政を行うまちをつくります。 （３） 町民及び町は、先人が築き、継承してきた歴史、文化及び自然環境を守り伝え、次世代を担う子どもたちに誇ることができる持続可能なまちをつくります。 （４） まちづくりにあたっては、地域の特性と自主性を尊重した民主的に運営される住民自治を基本とします。

大 項 目	条例
-------	----

小 項 目	位置づけ、体系化
-------	----------

分 科 会 意 見	○まちづくり基本条例は、河合町の自治の「最高規範」ということを明記する。「最高規範」か「基本規範」は同じ意味なのでどちらでもよい。「まちづくり」の、「自治」の最高（基本）規範という意味である。 ○まちづくり基本条例・自治基本条例は自治体の憲法と言われることがあるが、条例には、憲法～一般法のような上下関係は法的にはない。憲法は、原則として政府に義務を課するものである。 ○まちづくり基本条例では、法律に書いていない新し時代の行動原則を規定することはできる（たとえば、参画と協働、住民自治等）。 ○憲法第 13 条には、「……この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。……」とあり、同様に町民等の不断の努力によりまちづくり基本条例が保持されていく。 ○吉野町、上牧町の例を参考とする。
条 文 案	（条例の位置づけ） 第●条 この条例は、河合町における自治の最高規範であり、町民及び町は、この条例を遵守しなければなりません。 2 町は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の運用にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

小 項 目	見直し 運用、第三者機関
-------	-----------------

分 科 会 意 見	○見直しの年限を書き込むかが論点となるが、「社会情勢の変化」では抽象的なので年限を書き込むのがよい。上牧町や広陵町は5年を見直しの年限としていて、これらがよいと思う。5年を越えない期間が適当と思われる。 ○見直し時には、町民参加の検討機関で検討する必要がある。その意味で「住民の参画」により見直しの検討を行うと明記する。検討機関（第三者機関）は常設とし、不断に条例の進捗状況を点検・検証していく必要がある。たとえば、（仮称）河合町まちづくり基本条例推進検証委員会等が考えられる。
条 文 案	（条例の見直し） 第●条 町長は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例の内容に見直しが必要か検討しなければなりません。 2 前項の規定による検討を行うにあたっては、多様な手段を用いて町民の意見を聞くとともに、これを反映させなければなりません。 （運用） 第●条 町長は、この条例の実効性を高め、町民及び町による推進体制を確保するため、（仮称）河合町まちづくり基本条例推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設

	置します。 2 推進委員会は、この条例に基づく他の条例規則の点検、運用の検証評価を行い、その結果を踏まえ、必要な見直しを町長に求めることができます。 3 前2項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定めます。
--	--